

3. 海上労働システム規則及び同検査要領（新規制定）並びに国際条約による証書に関する規則、居住衛生設備規則、鋼船規則A編、高速船規則、強化プラスチック船規則及び関連検査要領における改正点の解説 （海上労働条約）

1. はじめに

2013年5月17日付で、新たな規則として海上労働システム規則及び同実施要領が制定されている。またこれに関連して、同日付一部改正により、鋼船規則A編（日本籍船舶用）、高速船規則（日本籍船舶用）、強化プラスチック船規則（日本籍船舶用）、国際条約による証書に関する規則（外国籍船舶用）、居住衛生設備規則及び同検査要領（日本籍船舶用）が改正されている。以下にその内容を解説する。なお、新規制定及び関連の改正は、海上労働システム規則及び同実施要領（日本籍船舶用）並びに鋼船規則A編（日本籍船舶用）、高速船規則（日本籍船舶用）、及び強化プラスチック船規則（日本籍船舶用）については、2013年5月17日から、海上労働システム規則及び同実施要領（外国籍船舶用）並びに居住衛生設備規則及び同検査要領（日本籍船舶用）については2013年8月20日から適用されている。

2. 制定及び改正の背景

国際労働機関（ILO）は1920年以降、海上労働分野に関する68の条約及び勧告を採択してきたが、ILO加盟国における批准が進まず、多くの条約が未発効のままとなっていた。そこでILOは、批准が進むようこれらの条約の統合整理を行い、条約の改正に取り組んだ結果、2006年2月、船員の労働環境の向上及び海運業界における公平な競争条件の確保を目的とした2006年の海上労働条約（MLC, 2006）を採択し、同条約は2013年8月20日に発効した。

このため、MLC, 2006に基づき、海上労働に関する規則として「海上労働システム規則」等を新規制定し、併せて関連規則を改めた。

3. 制定及び改正の内容

3.1 海上労働システム規則及び同実施要領

本規則及び実施要領は、船舶に海上労働証書（Marine Labour Certificate: MLC）を発行するために本会が行う海上労働システムの検査及び登録に関する手続き要件を定めたものであり、次の4つの章及び附属書から構成される。

1章 総則

1章では、本規則の適用対象船舶及び検査方法並びに用語等について定めた。適用対象船舶は、主としてMLCの保持を要求される国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶となるが、それ以外の船舶であっても船舶所有者から申込みがあった場合は登録及び検査を実施する旨規定した。また、海上労働要件に関連する用語を海上労働条約第2条から抽出して掲げた。

2章 海上労働システムの登録

2章では、海上労働要件に適合する船舶を本会の海上労働システム登録原簿に登録する旨規定した。併せて、登録維持の条件及び登録消除の条件を定めた。

外国籍船舶用の規則においては、証書の発行及び有効期間について規定した。本会が認定機関として承認されている船籍国政府に籍を置く船舶に対しMLC又は臨時MLCを発行する。海上労働条約第5章に基づき、証書の有効期間を5年とし、証書の失効の条件並びに証書の保管、再発行、書換及び返還について規定した。

なお、日本籍船舶に対する海上労働証書は国土交通省が交付する。

3章 海上労働システムの検査

3章では、海上労働システムの登録に必要な検査及び審査の種類と内容について規定した。MLC発行及び検査の時期を図1に示す。

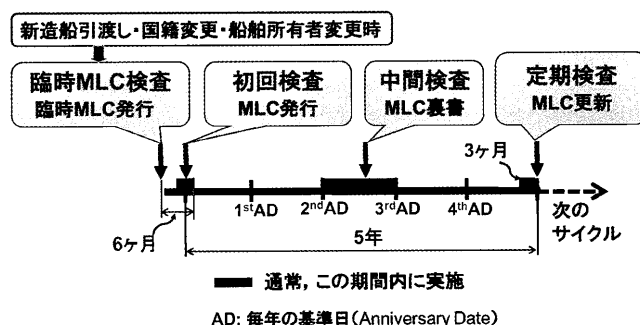


図1 MLC発行及び検査の時期

初回検査では、海上労働遵守措置認定書（Declaration of Marine Labour Compliance: DMLC）の提出及び審査が必要となり、その後船上確認検査において、本船の海上労働システムがDMLCに記載された要件及び

その実施措置に従って有効に機能していることを確認する。

更新検査は、一般にMLCの有効期間満了の3ヶ月前から当該期間が満了する日までの間に完了する必要がある、この期間に検査が完了した場合は新しいMLCの有効期間は旧MLCの有効期間満了日の翌日から5年となる。

中間検査は初回検査又は更新検査後の2回目と3回目の検査基準日（MLCの有効期間の満了日に相当する毎年の日）の間に実施する必要がある、検査が完了した場合はMLCの裏書を行う。

更新検査及び中間検査では、海上労働システムがDMLCに記載された措置、計画が維持されていることを確認する。

臨時MLC発行のための検査は、新造船引渡し、国籍変更、船舶所有者変更の際に実施する検査であり、海上労働要件への適合について実行可能な範囲での検査を行う。

4章 雑則

4章では、本会が本規則に従って海上労働システムの検査登録業務を実施する上での約款に相当するものを記載している。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

附属書では、海上労働条約中、条約本文、規則及び規範Aに従い、下記項目について船舶が適合すべき海上労働システムの要件を規定した。

- (1) 船内で労働する船員の最小限の要件
- (2) 雇用条件
- (3) 居住設備、娯楽設備、食料及び料理の提供
- (4) 健康の保護、医療、福祉及び社会保障による保護
- (5) 海上労働条約及び関連法規並びに海上労働証書等の掲示
- (6) 船舶における苦情に関する手続

なお、日本籍船舶用については、上記要件に加え、同条約を実施する国内法令（船員法及び関連省令等）の要件も取入れている。

3.2 国際条約による証書に関する規則（外国籍船舶用）

本会が船籍国政府から与えられる代行権限に基づき発行する条約証書の種類に海上労働証書（MLC）及び臨時海上労働証書（Interim MLC）を追加し、2.1.1(19)に示した。また、当該証書の有効期間はそれぞれ5年及び6ヶ月以内である旨を2.2.1.1.(17)に示した。

3.3 居住衛生設備規則及び同検査要領（日本籍船舶用）

本規則では、海上労働条約第3.1規則並びに2013年6月に公布された船舶設備規程の一部改正及び関連通達の内容を基に改正を行った。本改正により、船級

符号にSmooth Water Serviceを有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数200トン未満の船舶を除く、2013年8月20日以降に起工した船舶（以下、「海上労働条約適用船」という）に対し、居住設備要件が強化された。主な改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 3編1.1.3及び3.2.2 船員室等の高さ
船員室等（居住諸室、衛生諸室、無線電信室等をいう）の天井の高さの要件を改めた。
- (2) 3編1.1.8及び3.2.4 冷暖房装置
居住諸室及び船橋等を有効に冷暖房及び換気することのできる空気調和装置等を備える旨改めた。
- (3) 3編1.1.9 天窓及び舷窓等
船員室等は、自然光に加え、人工の照明装置により適切に照明されなければならない旨改めた。
- (4) 3編1.1.13 甲板上の休憩場所
暴露甲板上に船員が休憩を目的として使用するための適当な場所を設けなければならない旨規定した。船舶の大きさ及び船員の数に応じた適当な面積のスペースが確保されていることが条件となり、特別な設備等は要求されない。
- (5) 3編1.2.2及び3.2.5 船員室の定員
船員室の定員は原則として1名としなければならないこととし、船員の区分に応じてその最低床面積を定めた。また、船長、甲板部の最上位にあたる職員、機関部の最上位にあたる職員の船員室にはそれぞれ執務室を隣接して設けなければならない旨規定した。ただし、執務室の設置要件は、船級符号にSmooth Water Serviceを有する船舶又は国際航海に従事しない総トン数1,000トン未満の船舶には適用を除外している。
- (6) 3編1.2.3及び3.2.6 寝台
船員室に備え付ける寝台の寸法を改めた。
- (7) 3編1.2.4 備品
船員室に適当な大きさの衣服戸棚並びにテーブル及び座席を備えなければならない旨規定した。
- (8) 3編1.2.5 洗面設備
船員室には、冷水及び温水が利用可能な洗面設備を設けなければならない旨規定した。ただし、船員室に浴室が備えられている場合であって、当該浴室が洗面設備として使用可能な場合には別個に洗面設備を設ける必要はない。
- (9) 3編1.3 居住諸室等
食堂、調理室及び事務室について、当該諸室を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大した。ただし、船舶の構造、航海の態様等を考慮して、管海官庁又は本会が差し支えないと認めた場合はこの限りではないとした。

(10) 3編1.4.1 浴室等

衛生設備を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大するとともに、船員定員6名ごとに1以上の浴室、大便器及び洗面設備を備えなければならないこととした。また、船内のすべての洗面設備は冷水及び温水が利用可能でなければならない旨定めた。

(11) 3編1.4.2 洗たく室等

洗たく室を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大した。

(12) 3編3.2.1 船員室等の位置

船員室等を最高航海喫水線より上方に設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船

に拡大した。ただし、船型等を考慮して当該要件に適合することが困難である船舶にあっては、適宜斟酌される。この場合であっても船員室は最高航海喫水線に設けなければならない。

(13) 3編3.2.3 換気装置

換気装置を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大した。

3.4 鋼船規則A編、高速船規則、強化プラスチック船規則（日本籍船舶用）

海上労働システム規則の新規制定に伴い、船舶が適合すべき規則の一つとして海上労働システム規則を追加し、1.1.1-1.に示した。

4. 事業所承認規則における改正点の解説 (水中検査事業所の承認)

1. はじめに

2013年5月30日付一部改正により改正されている事業所承認規則中、水中検査事業所の承認に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は、2013年7月1日以降に申込みのある事業所に適用されている。

2. 改正の背景

IACSにおいて、2012年6月に技術サービスの提供事業所の承認に関するIACS統一規則Z17 (Rev.9) が採択され、水中検査事業所の承認に関し、水中検査を実施する潜水土及び監督者の教育・訓練における要件の見直しが行われた。

このため、IACS統一規則Z17 (Rev.9) に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりとなっている。

- (1) 事業所承認規則3編3章3.2.1(3)において、水中での非破壊試験に対する教育・訓練に関する要件は、水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合にのみ適用する旨明確化した。
- (2) 事業所承認規則3編3章3.2.1(3)において、板厚計測については、板厚計測事業所に対する要求であるため、水中検査事業所に関する規定から削った。

5. 事業所承認規則、鋼船規則P編及びR編における改正点の解説 (火災安全設備の保守、試験及び点検)

1. はじめに

2013年5月30日付一部改正により改正されている事業所承認規則、鋼船規則P編及びR編中、火災安全設備の保守、試験及び点検に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は2013年5月31日以降に実施される火災安全設備の保守、試験及び点検に対して適用されている。

2. 改正の背景

SOLAS条約第II-2章第14規則及び2009MODUコード第9章においては、IMOが策定した指針(MSC/Circ.850)を参考に、船上において火災安全設備の保守、試験及び点検を実施することが要求されている。

当該指針(MSC/Circ.850)は、1998年6月に回章されてから15年近く経過しており、その間に承認された種々の消防設備等が反映されていないことから同指針